

船舶事故調査報告書

平成22年8月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	海苔養殖施設損傷
発生日時	平成22年3月20日 19時00分ごろ
発生場所	大阪湾北部 神戸灯台から真方位172° 7.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 32.0′ 東経135° 11.2′）
事故調査の経過	平成22年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 ^{やしま} 八州丸、199トン 135506、高橋海運有限会社 53.76m（Lr）×9.50m×5.50m、鋼 ディーゼル機関、736kW、平成8年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成10年5月26日 免状交付年月日 平成19年10月23日 免状有効期間満了日 平成25年5月25日
死傷者等	なし
損傷	本船 船首端の水線付近に擦過傷 海苔養殖施設 海苔網410枚損傷
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、厚板及びピコイルを計約696トン積載し、船首約2.8m、船尾約3.7mの喫水をもって、名古屋港から阪神港神戸区に向かい、友ヶ島水道を北進して大阪湾に入った。</p> <p>船長は、大阪湾を何度も航行したことがあったので、阪神港神戸区の南方5～6M付近に海苔養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）があることを知っており、ふだん友ヶ島水道を通過して阪神港神戸区に向かう場合は、本件養殖施設の東側を約3～4M隔てて航行していた。</p> <p>船長は、単独で船橋当直に当たり、友ヶ島（沖ノ島）に並航したとき、本件養殖施設の東側を約2M隔てる040°（真方位、以下同じ。）の針路とし、対地速力約10ノットで自動操舵により大阪湾を北東進した。</p> <p>船長は、操舵装置の後方でいすに腰を掛け、3Mレンジとしたレーダーを1.5M後方にオフセンタして使用し、GPSは作動させていたものの、大阪湾では大体の船位が分かるので、GPSプロッターは使用していなか</p>

	<p>った。</p> <p>船長は、南寄りの強風と波浪を右舷後方から受けながら自動操舵で北東進し、本船が左方に圧流されて本件養殖施設に接近する状況となったが、レーダー又はGPSプロッターにより船位を確認せずに航行した。</p> <p>本船は、平成22年3月20日19時00分ごろ本件養殖施設に乗り入れた。</p> <p>船長は、本件養殖施設に乗り入れたことに気付かずに航行中、本船の近くに灯火を視認したが、それが同施設に設置された灯火であることに気付かなかった。</p> <p>本船は、20時35分ごろ神戸第3区に錨泊し、翌21日着岸した。</p> <p>船長は、着岸後、海上保安庁から本事故の発生を知らされた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 7、視程 約6km</p> <p>海象：波高 不明、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>特記事項：泉州に、強風、雷及び波浪注意報発表中</p>	
その他の事項	<p>本件養殖施設は、神戸灯台から170°9,800mを北端とする1辺が2,500～2,700mの長方形をした区画（兵庫県区第4号区画）内に設置されていた。本件養殖施設の周囲には、簡易標識灯（水面上の高さ約3mに4秒1閃の黄色点滅灯）と簡易レーダーレフレクタ付きの灯浮標が、約200mの間隔で合計54基設置されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大阪湾を北東進中、船位の確認を行っていなかったことから、強風と波浪の影響により左方に圧流されて、本件養殖施設に接近していることに気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り入れたものと考えられる。</p> <p>船長は、大阪湾を何度も航行したことがあったので、本件養殖施設の存在を知っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、友ヶ島（沖ノ島）に並航したとき、本件養殖施設の東側を約2M隔てる040°の針路とし、自動操舵により航行したものと考えられる。</p> <p>本船は、風力7の南風と波浪を右舷後方から受け、左方に約7°圧流されていたものと考えられる。</p> <p>船長は、大阪湾では大体の船位が分かるものと思い、レーダーやGPSプロッターを活用して、船位を確認していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が大阪湾を北東進中、船位の確認を行っていなかったため、強風と波浪の影響により圧流されて本件養殖施設に接近していることに気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り入れたものと考えられ</p>	

	る。
--	----